

議 事 日 程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 令和2年度遠軽町一般会計継続費について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 令和2年度遠軽町健全化判断比率について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 令和2年度遠軽町資金不足比率について |
| 日程第 7 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 8 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 9 | 議案第 2号 | 遠軽町過疎地域持続的発展計画を定めることについて |
| 日程第 10 | 議案第 3号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 4号 | 遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 5号 | 遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 6号 | 遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 7号 | 遠軽町芸術文化交流プラザ条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 8号 | 財産の取得について |
| 日程第 16 | 議案第 9号 | 財産の取得について |
| 日程第 17 | 議案第 10号 | 財産の取得について |
| 日程第 18 | 議案第 11号 | 財産の取得について |
| 日程第 19 | 議案第 12号 | 財産の取得について |
| 日程第 20 | 議案第 13号 | 財産の取得について |
| 日程第 21 | 議案第 14号 | 財産の取得について |
| 日程第 22 | 議案第 15号 | 財産の取得について |
| 日程第 23 | 議案第 16号 | 令和2年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第 24 | 議案第 17号 | 令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 25 | 議案第 18号 | 令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 26 | 議案第 19号 | 令和3年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 27 | 認定第 1号 | 令和2年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について |

- 日程第 28 認定第 2 号 令和 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 29 認定第 3 号 令和 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 30 認定第 4 号 令和 2 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第 31 認定第 5 号 令和 2 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 32 認定第 6 号 令和 2 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 33 認定第 7 号 令和 2 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 34 一般質問
- 日程第 35 議案第 20 号 令和 3 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 35 議案第 20 号 令和 3 年遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 36 認定第 1 号 令和 2 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 37 認定第 2 号 令和 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 38 認定第 3 号 令和 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 39 認定第 4 号 令和 2 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 40 認定第 5 号 令和 2 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算
認定について
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 41 認定第 6 号 令和 2 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 42 認定第 7 号 令和 2 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 43 意見案第 1 号 豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書
- 日程第 44 意見案第 2 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実
を求める意見書
- 日程第 45 意見案第 3 号 出産育児一時金の増額を求める意見書
- 日程第 46 意見案第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

日程第 4 7

常任委員会所管事務調査報告書

日程第 4 8

常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書

令和3年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和3年9月7日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 令和2年度遠軽町一般会計継続費について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 令和2年度遠軽町健全化判断比率について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 令和2年度遠軽町資金不足比率について |
| 日程第 7 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 8 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 9 | 議案第 2号 | 遠軽町過疎地域持続的発展計画を定めることについて |
| 日程第10 | 議案第 3号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 4号 | 遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 5号 | 遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 6号 | 遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 7号 | 遠軽町芸術文化交流プラザ条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第 8号 | 財産の取得について |
| 日程第16 | 議案第 9号 | 財産の取得について |
| 日程第17 | 議案第10号 | 財産の取得について |
| 日程第18 | 議案第11号 | 財産の取得について |
| 日程第19 | 議案第12号 | 財産の取得について |
| 日程第20 | 議案第13号 | 財産の取得について |
| 日程第21 | 議案第14号 | 財産の取得について |
| 日程第22 | 議案第15号 | 財産の取得について |

- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 令和 2 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 令和 3 年度遠軽町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 令和 3 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 令和 3 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 認定第 1 号 令和 2 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 8 認定第 2 号 令和 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 2 9 認定第 3 号 令和 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 3 0 認定第 4 号 令和 2 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第 3 1 認定第 5 号 令和 2 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 3 2 認定第 6 号 令和 2 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 7 号 令和 2 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
-

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長 佐々木修一君 教育長 河原英男君
代表監査委員 村瀬光明君

◎説明員

副町長 舟木淳次君 経済部長 澤口浩幸君

経済部技監	内野清一君	総務課長	鈴木浩君
情報管財課長	吉岡秀利君	企画課長	今井昌幸君
財政課長	堀嶋英俊君	税務課長	二瓶雄介君
保健福祉課長	古賀伸次君	住民生活課長	高橋静江君
子育て支援課長	太田貴幸君	商工観光課長	長原裕一君
水道課長	大川寿雄君	生田原総合支所長	今泉郁夫君
生田原総合支所産業課長	大泉勝義君	丸瀬布総合支所長	加藤政勝君
白滝総合支所長	鴻上栄治君	会計管理者	伯谷和昭君
教育部長	大貫雅英君	総務課長	村上裕和君
社会教育課長	水野徹君	監査委員事務局長	奥山隆男君
選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君	農業委員会事務局長	広瀬淳次君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	岩井誠志君
事務局係長	田中郁美君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和3年第6回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和3年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第34までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、秋元議員、山本議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（阿部君枝君） 一登壇一

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和3年第6回遠軽町議会定例会の会期につきましては、

9月2日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月13日までの7日間と決定いたしました。

なお、9月9日及び10日は決算審査のため、9月11日及び12日は休日のため、休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月9日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月13日までの7日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月13日までの7日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和3年第6回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中、御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和3年第4回遠軽町議会定例会以降における行政について、御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する影響についてであります。道内を初め全国的に第5波と言われる感染者数が、変異株の急拡大により、再び増加傾向となり、全国各地で緊急事態宣言等が発出される中、国は北海道に対し、8月27日から9月12日までを実施期間とする3回目の緊急事態宣言を発出しました。

本町においては、道の発表によると、8月21日に飲食店で、27日には陸上自衛隊遠軽駐屯地で、また、28日には別の飲食店で集団感染が発生するなど、1週間の感染者数は、15日の週で13人、22日の週で22人と、高い数値を示しており、予断を許さない状況が続いておりますが、感染者については、保健所において、感染経路の調査や濃厚接触者の特定などが確実に行われているところであり、町といたしましては、国の基本的対処方針、道の緊急事態措置の内容などをもとに、遠軽厚生病院の逼迫状況などを勘案し、公共施設の休業など、感染防止対策に取り組んでいるところであります。

新型コロナウイルスは、誰もが感染者や感染源になる可能性があります。罹患された方をはじめ、その御家族や職場の同僚のほか、医療に従事されている方々に対し、不当な偏見、差別、いじめなどが決してあってはなりません。

うわさや憶測に惑わされることなく、国や道が発表する新型コロナウイルス感染症に関連する正確な情報に基づき、医療崩壊を招かないためにも、一人一人が慎重に行動し、遠軽厚生病院をはじめとする医療機関を支えてくださるようお願い申し上げます。

町といたしましては、感染症蔓延の影響により、地域経済をはじめ町民の皆様の生活にも大きな影響を受けておりますことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用しながら、アフターコロナを見据えた地域経済の回復や、感染症拡大防止事業などに取り組むため、今回も補正予算を計上したところです。

なお、本町のコロナワクチン接種率についてであります。8月29日現在、全人口1万9,178人に対する1回目の接種率が61.6%、2回目の接種率が46.5%となっており、65歳以上の高齢者については、対象者数7,410人に対する1回目の接種率が88.6%、2回目の接種率が80.7%と、順調に接種が進んでおり、10月末までには、2回目の接種を希望する接種対象者の約80%が接種を終了する見込みであります。

町民の皆様におかれましては、感染症蔓延防止のため、道が示している新北海道スタイルの実践や、ワクチン接種の早期受診など、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、観光についてであります。かねてからえんがるロックバレースキー場に整備を進めておりました二つのアクティビティがオープンしました。

6月26日にオープンしたサマーゲレンデは、長さ300メートル、幅30メートルの道内最大級の規模を誇り、また、8月14日にオープンしたジップラインは、日本一の最大傾斜25%に加え、全長1,135メートル、最高時速70キロメートル、最大地上高60メートルなど、東洋一、スリリングなジップラインとして注目度が高く、いずれもオープン以来、町内外から多くの方々に利用され、大変好評をいただいているところであります。

今後も、併設する道の駅遠軽森のオホーツクとともに、地域の魅力を広く発信する施設として、さらに交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連についてであります。7月23日に開催された東京オリンピック開会式において、北海道家庭学校にある1964東京オリンピックゆかりの展示林の木材により製作された直径4メートルの木製オブジェ、オリンピックリングスが、選手入場の直前に、64年大会のレガシーの継承を表現する場面で登場し、開会式に彩りを添えたところであります。

また、この展示林を契機とした、アイルランドとのホストタウン事業については、応援ツアーや大会終了後にアイルランド選手との交流を計画しておりましたが、残念ながら新型コロナウイルスの影響で中止を余儀なくされました。

今後については、オリンピックゆかりの樹木の種子から育てた苗による植樹イベントなどを実施し、展示林の木々を後世に残し、緑の循環に取り組むとともに、ホストタウンを縁としたアイルランドとの文化、スポーツにおける国際交流を継続的に促進してまいります。

いと考えております。

次に、要望関係についてであります。7月26日に札幌市において、遠軽北見道路整備促進期成会として、遠軽北見道路の整備促進について、北海道開発局及び北海道に対し要望を行い、また、8月23日には北見市において、遠軽地区総合開発期成会として、遠軽地区3町の懸案事項について、地元選出の武部新衆議院議員に対し、要望を行ってまいりました。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により、従来の形式での要望活動がしばらく、スケジュール的にも厳しい状況にあります。感染状況を見極めながら、地域課題解決のため、根気強く機会を捉えて要望してまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号令和2年度遠軽町一般会計継続費については、令和2年度遠軽町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

報告第2号令和2年度遠軽町健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づき、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものです。

報告第3号令和2年度遠軽町資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づき、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります六車潔氏及び岩船定男氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となりますので、後任の委員の候補者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町過疎地域持続的発展計画を定めることについては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町手数料条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付の手数料を廃止するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、引き続き固定資産税の課税免除を行うため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町過疎地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一

部改正に伴い、課税免除の適用範囲を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町芸術文化交流プラザ条例の一部改正については、遠軽町芸術文化交流プラザ条例の施行期日の適用期間を延長するため、本条例を定めるものです。

議案第8号から議案第15号までの財産の取得については、遠軽町芸術文化交流プラザ備品の取得について、議会の議決を求めるものです。

議案第16号令和2年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第17号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、地方創生テレワーク交付金等の国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金、諸収入及び町債を補正するものです。

歳出については、総務省への自治実務研修生派遣に係る研修旅費、社名淵地区テレビ受信レベル低下に対応する修繕料、地方創生テレワーク推進事業委託料及び補助金、プレミアム付商品券発行事業補助金、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、保育対策総合支援事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費、飲料水確保事業補助金、商工業振興補助金等を計上したところです。

議案第18号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、令和2年度災害等臨時特例補助金等の確定に伴う精算返還金等を計上したところです。

議案第19号令和3年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、令和2年度介護給付費負担金等の確定に伴う精算返還金を計上したところです。

認定第1号から認定第7号までについては、令和2年度遠軽町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定について、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号令和2年度遠軽町一般会計継続費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 報告第1号令和2年度遠軽町一般会計継続費について説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

令和2年度遠軽町一般会計継続費精算報告書について説明いたします。

7款商工費1項商工費、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備事業につきましては、令和元年度から令和2年度の2か年で事業を実施したもので、全体計画4,295万6,000円に対し、実績4,295万5,000円となったものです。

9款消防費1項消防費、防災行政無線移動系設備デジタル化整備事業につきましては、令和元年度から令和2年度の2か年で事業を実施したもので、全体計画2億8,567万2,000円に対し、実績2億8,567万円となったものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号令和2年度遠軽町一般会計継続費についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号及び日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号令和2年度遠軽町健全化判断比率について、日程第6 報告第3号令和2年度遠軽町資金不足比率について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 報告第2号令和2年度遠軽町健全化判断比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度遠軽町健全化判断比率を報告するものです。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率で構成されるものです。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

連結実質赤字比率につきましては、町の全ての会計の赤字を示す指標で、赤字は生じて

おりませんので、比率は算定されないものです。

実質公債費比率につきましては、町の全ての会計及び一部事務組合が負担する公債費の大きさを示す指標で、令和2年度においては9.7%となったものです。

将来負担比率につきましては、町の全ての会計、一部事務組合及び第三セクターが翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標で、令和2年度においては17.8%となったものです。

各比率におきましては、それぞれ基準を超えていないことから、財政状況は健全と判断されるものです。

なお、赤番10として、監査委員の健全化判断比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第3号令和2年度遠軽町資金不足比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度遠軽町資金不足比率を報告するものです。

資金不足比率につきましては、公営企業会計の資金不足の程度を会計ごとに示す指標で、各会計において資金不足は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

なお、赤番10及び12として、監査委員の資金不足比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました報告2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、報告第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号の質疑を終わります。

以上で、報告第2号令和2年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号の質疑を終わります。

以上で、報告第3号令和2年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

◎日程第7 諮問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、六車潔氏及び岩船定男氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となるため、次の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町生田原安国245番地22。

氏名、六車潔氏。

生年月日、昭和27年5月12日。

住所、遠軽町白滝上支湧別414番地1。

氏名、味戸美枝子氏。

生年月日、昭和34年5月27日であります。

以上の方々は、人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方々でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次ページ以降の参考資料を御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

◎日程第8 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により表彰することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次のページを御覧願います。

1、遠軽町表彰条例第2条第1号イに該当する自治功勞としまして、12年以上、遠軽町議会議員の職にあります、遠軽町南町4丁目106番地、今村則康様であります。

2、遠軽町表彰条例第2条第1号カに該当する自治功勞としまして、20年以上、遠軽町交通安全指導員の職にあります、遠軽町生田原494番地、大柳清美様、遠軽町大通北8丁目1番地24、松田正様であります。

3、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功勞としまして、森林公園いこいの森鉄道車両整備資金として100万円の御寄附をいただきました、東京都新宿区神宮前5丁目38番10号、井門義博様、教育振興資金として80万円の御寄附をいただきました、東京都杉並区堀ノ内1丁目5番3号、岩崎正敏様、ふるさと振興資金として50万円の御寄附をいただきました、東京都大田区中央3丁目24番13号、本間公美様、同じく50万円の御寄附をいただきました、東京都新宿区下落合2丁目21番14号、片平俊治様、社会福祉振興資金として50万円の御寄附をいただきました、遠軽町瀬戸瀬東町76番地5、土屋民雄様であります。

4、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功勞としまして、遠軽町芸術文化交流プラザ備品購入資金として300万円の御寄附をいただきました、湧別町上湧別屯田市街地230番地、えんゆう農業協同組合様、まちづくり振興資金として115万9,000円の御寄附をいただきました、東京都千代田区麴町4丁目2番地、株式会社工営エナジー様であります。

5、遠軽町表彰条例第2条第4号アに該当する消防功勞としまして、20年以上、消防団員として勤続された、遠軽町白滝842番地1、松村愉文様、遠軽町大通北6丁目4番地68、丹野準子様、遠軽町白滝273番地2、斉藤久子様、遠軽町東町5丁目1番地6、森谷正様であります。

以上、自治功勞3件、社会功勞7件、消防功勞4件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

◎日程第9 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第2号遠軽町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） 議案第2号遠軽町過疎地域持続的発展計画を定めることについて御説明いたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、遠軽町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

過疎地域対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が時限立法として制定されて以来、これまで4次にわたり、過疎対策のための特別措置法が制定され、各種の措置が講じられてきました。

しかし、過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、地域の活力低下が続くなど、依然として厳しい状況にあることから、令和3年4月1日付で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたところでございます。

遠軽町過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定による北海道過疎地域持続的発展方針に基づき、同法第8条第1項の規定により、当該市町村の議会の議決を得て定めることができるものであり、さらに、同法第8条第7項の規定により、あらかじめ都道府県に協議しなければならないこととなっております。

なお、北海道との協議につきましては、令和3年8月26日付で整っておりますことを御報告申し上げます。

別紙遠軽町過疎地域持続的発展計画、表紙裏の目次をお開き願います。

目次に記載しております1から12までの項目につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第2項により、市町村計画に定める事項として規定されているものでございます。

各事項について、現状と問題点を分析、検討し、その対策や計画、公共施設等総合管理

計画との整合について記載をしております。

1 ページから 16 ページまでは、1 の基本的な事項として、遠軽町の概況、人口及び産業の推移と動向、遠軽町の行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、地域の持続的発展のための基本目標、計画の達成状況の評価に関する事項、計画期間及び公共施設等総合管理計画との整合について記載をしております。

次に、17 ページ以降につきましては、2 の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、12 の再生可能エネルギーの利用の推進の 53 ページまで、それぞれ現状と問題点、その対策、計画、公共施設等総合管理計画との整合について記載をしております。

54 ページから 59 ページまでは、過疎地域持続的発展特別事業分を施策区分別に記載をしております。

また、この計画書に記載されている事業計画につきましては、別冊の赤番 3 に参考資料としてまとめておりますので、御覧いただきたいと思っております。

持続的発展施策区分ごとに、事業名、事業内容、事業主体、概算事業費としまして、令和 3 年度から 7 年度までの年度ごとの事業費を記載をしております。

なお、ここに記載されております事業につきましては、必ず全てを実施するというものではございません。事業の必要性や緊急性なども踏まえまして、実施年度の変更や先送り、新たな事業の追加などの計画の変更も今後考えられるところでございます。

また、事業を実施する場合でも、過疎債の枠もありますので、これらが全てを過疎債で実施するわけではなく、合併特例債や町単費で実施する場合がありますので、あらかじめ御理解をお願いいたします。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 2 号遠軽町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 3 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 10 議案第 3 号遠軽町手数料条例の一部改正についての議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第3号遠軽町手数料条例の一部改正につきまして御説明いたします。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条例で規定している個人番号カードの再交付手数料を廃止することから、別表を整備するものであります。

それでは、次のページをお開き願います。

遠軽町手数料条例の一部を改正する条例。

別紙の内容につきましては、次のページの参考資料、新旧対照表により御説明をいたします。

今回の改正は、地方公共団体情報システム機構、J-LISが、個人番号カードを発行することが明確化されるとともに、機構がカード発行に関して手数料を徴収することができ、その徴収事務を住所地市町村長に委託することができるよう、新たに規定されたことから、手数料条例別表第1の16の項を削り、同表の17の項を16の項とし、同表の18の項から35の項までを1項ずつ繰り上げるものであります。

別表に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第4号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） 議案第4号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、引き続き固定

資産税の課税免除を行うため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページの新旧対照表を御覧ください。

第1条は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、前文を改正後の規定案のとおり改めるものでございます。

第2条中、「第12条第1項」を「第12条第3項」に、「第45条第1項」を「第45条第2項」に、「を新設し、又は増設」を「の取得等を」に改め、「課する固定資産税について」の次に「は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、」を加えるものでございます。

別紙に戻りまして、附則第1項の施行期日としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項の経過措置は、令和3年3月31日以前に、この条例による改正前の遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例第2条に規定する適用設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例によるものとしております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第5号遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） 議案第5号遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除の適用範囲を改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページの新旧対照表を御覧ください。

第2条中、「起算して5年以内」を「令和5年3月31日まで」に改めるものでございます。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第6号遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第6号遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律、いわゆる番号法の一部改正により、遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例において、所要の規定を整理するための、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例として、この改正条例は全2条で構成しております。

第1条は、遠軽町個人情報保護条例の一部改正。

第2条は、遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、それぞれ規定するものです。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開き願います。

遠軽町個人情報保護条例新旧対照表、第1条関係です。

第36条第2項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改めます。

続いて、遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表、第2条関係です。

第1条及び第5条第1項中、「第19条第10号」を「第19条第11号」に改めます。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第7号遠軽町芸術文化交流プラザ条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

水野社会教育課長。

○社会教育課長（水野 徹君） 議案第7号遠軽町芸術文化交流プラザ条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由としまして、遠軽町芸術文化交流プラザ条例の施行期日の適用期間を延長するため、本条例を定めるとしております。

資料、1枚めぐりまして、別紙には、附則第1項中の期間を「2年」から「3年」に改めるという内容を記載しております。

次のページになりますが、新旧対照表にも記載ありまして、施行期日を、公布の日から起算して「2年」を「3年」に変更する内容となっております。

なお、この変更につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、建設中の芸術文化交流プラザの工期が1年延長になっていることに伴いまして、期間を延長するものであります。

別表に戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するという事になってございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町芸術文化交流プラザ条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第8号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第8号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、遠軽町芸術文化交流プラザ備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、演奏用ステージ一式、指揮台2台、譜面台89台、譜

面灯20個、椅子105脚、収納用台車15台であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は1,837万円であります。

取得の相手方は、遠軽町岩見通南2丁目1番地1、イト電商事株式会社、代表取締役社長、加藤幸徳であります。

この財産の取得につきましては、8月23日、有限会社菊地ほか9者により指名競争入札を行いまして、イト電商事株式会社が1,837万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表、1番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、イト電商事株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、令和4年3月25日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第9号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第9号財産の取得について御説明します。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、遠軽町芸術文化交流プラザ備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、展示パネル102枚、展示用ポール124本、収納用台車9台、その他展示用備品一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は1,337万6,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町大通南1丁目2番地34、株式会社笠井家具店、代表取締役、佐々木秀樹であります。

この財産の取得につきましては、8月23日、有限会社菊地ほか9者により指名競争入札を行いまして、株式会社笠井家具店が1,337万6,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表、2番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、株式会社笠井家具店とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、令和4年3月25日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第10号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第10号財産の取得について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、遠軽町芸術文化交流プラザ備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、テーブル68台、椅子354脚、収納用台車11台であります。

前のページにお戻り願います。

取得する方法は、指名競争入札でありまして、取得価格につきましては1,107万7,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町大通南4丁目2番地5、合資会社計文堂、代表社員、和田修であります。

この財産の取得につきましては、8月23日、有限会社菊地ほか9者により指名競争入

札を行いまして、合資会社計文堂が1,107万7,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表、3番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、合資会社計文堂とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、令和4年3月25日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

山谷議員。

○8番（山谷敬二君） この財産の取得の入札状況のほうの紙なのですが、いつもでしたら、1番、備考の欄のところに、積算根拠、予定価格が記載されているのですが、ここが予定価格等が記載されていない理由だけ教えてください。

○議長（前田篤秀君） 吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） お配りしております財産の取得又は処分に係る入札等の状況につきましては、予定価格を記載しておりませんが、これにつきましては、建設工事等の発注状況につきましては予定価格を記載しておりますが、工事等の内容につきましては、公表要領に基づきまして、広く予定価格を公表しておりますけれども、それにつきましては、建設工事等の発注状況について記載しているものでありまして、財産の取得又は処分に係る入札等の状況の案件につきましては、そういった公表要領に基づく予定価格の公表は今までもしておりませんということで、要望がありましたらお答えするような形になっておりまして、今回もそのような形で記載をしていないということで御理解願いたいと思います。

○8番（山谷敬二君） 分かりました。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第11号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第11号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、遠軽町芸術文化交流プラザ備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、ギターアンプ2台、銅鑼1台、ティンパニ4台、バスドラム1台、マリンバ1台、シロフォン1台、ビブラフォン1台、チャイム1台、ドラムセット1組、その他楽器用備品一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得の価格につきましては938万3,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町丸瀬布中町14番地、株式会社イチマル、代表取締役、谷口寿康であります。

この財産の取得につきましては、8月23日、株式会社アオイケほか3者によりまして指名競争入札を行い、株式会社イチマルが938万3,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表、4番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、株式会社イチマルとは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、令和4年3月25日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第12号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第12号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、遠軽町芸術文化交流プラザ備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、テーブル38台、椅子89脚、ソファ4脚、ソファ用フレーム4組、ベンチ2台、カウンター3台、キッズコーナー用備品1組であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は946万円であります。

取得の相手方は、遠軽町生田原714番地、株式会社アオイケ、代表取締役、青池淳司であります。

この財産の取得につきましては、8月23日、有限会社菊地ほか9者により指名競争入札を行いまして、株式会社アオイケが946万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表、5番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、株式会社アオイケとは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、令和4年3月25日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第13号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第13号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、遠軽町芸術文化交流プラザ備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、テーブル42台、椅子119脚、収納用台車3台、コートスタンド10台、サービスワゴン3台、工作台4台であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得の価格は788万7,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町岩見通南2丁目2番地20、有限会社菊地、代表取締役、菊地勝巳であります。

この財産の取得につきましては、8月23日、有限会社菊地ほか9者により指名競争入札を行い、有限会社菊地が788万7,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表、6番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、有限会社菊地とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、令和4年3月25日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 今までの議案第9号から13号ですか、この中に、椅子、テーブルと、台車等、かなり重複しておりますが、この個数につきましては、規格、品質が違うのか、どのようにして基準、分けたのかについてお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回の備品につきましては、交流プラザの各部屋ごとに使用する備品でそれぞれ発注を受けておりますので、例えば一覧表の1番ですと、大ホールで使用する備品、2番ですと小ホールで使用する備品等、各部屋ごとの使用する備品ということで発注を受けておまして、これにつきましては、分離発注ということで、中小企業の育成、受注機会の確保といった観点から、中小企業庁のほうも、中小企業者に関する国等の契約方針に基づいたもので、こういう形で分離発注をしております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） それと、椅子、テーブルとか台車については、同じような規格のものを使用しておりますかについて伺います。

○議長（前田篤秀君） 水野社会教育課長。

○社会教育課長（水野 徹君） 説明いたします。

備品の種類につきましては、その使用する部屋に合わせたものを選定しているものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第14号

○議長（前田篤秀君） 日程第21 議案第14号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第14号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、遠軽町芸術文化交流プラザ備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、陶芸用電気炉2台、電動ろくろ4台、手回しろくろ20台、椅子20脚、その他陶芸用備品一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得の価格につきましては729万3,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町白滝691番地、丸カ前本商事株式会社、代表取締役、前本雅司であります。

この財産の取得につきましては、8月23日、株式会社アオイケほか4者により指名競争入札を行い、丸カ前本商事株式会社が729万3,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表、7番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、丸カ前本商事株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、令和4年3月25日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第15号

○議長(前田篤秀君) 日程第22 議案第15号財産の取得についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長(吉岡秀利君) 議案第15号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、遠軽町芸術文化交流プラザ備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、町旗1枚、北海道旗1枚、国旗1枚、舞台用平台60台、舞台用開き足80台、舞台用箱階段4台、運搬用台車7台、その他舞台用備品一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は1,844万7,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町大通北1丁目2番地41、有限会社毛利ラジオ店、取締役、市田尚美であります。

この財産の取得につきましては、8月23日、山崎産業株式会社ほか5者により指名競争入札を行いまして、有限会社毛利ラジオ店が1,844万7,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表、8番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、有限会社毛利ラジオ店とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、令和4年3月25日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

阿部議員。

○9番(阿部君枝君) 一番下の、その他備品一式となっているのですが、主な、大きなものかどうか入っているのでしょうか。

○議長(前田篤秀君) 水野社会教育課長。

○社会教育課長(水野 徹君) お答えいたします。

その他大ホール用備品としまして、吊り看板が3枚、プログラムスタンドが2台、この

プログラムスタンドというのは、落語等のめくりスタンドとなっております。また、リノリウムシートとしまして、バレー用のシートが12巻、それを固定するTMテープが10箱、平台の高さを調整する箱足が80個、また、同じく高さを調整する木台が50個、その箱足、木台を固定するつかみ金具が200個という内容になってございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 舞台上使う屏風とかは、また別な方法で購入するということでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 水野社会教育課長。

○社会教育課長（水野 徹君） 屏風というのは金屏風でよろしいですか。金屏風につきましては、現在、白滝交流センターのほうに金屏風が置いてありまして、長らく使用されていない状態にございます。それで、程度も非常にいいものですから、それを交流プラザのほうに移設をして使用したいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第15号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時20分まで、暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第23 議案第16号

○議長（前田篤秀君） 日程第23 議案第16号令和2年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第16号令和2年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

令和2年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金1億5,669万6,658円のうち、8,000万円を減債積立金として処分することといたしましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第16号令和2年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第17号から日程第26 議案第19号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第24 議案第17号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）、日程第25 議案第18号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第26 議案第19号令和3年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第17号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億357万円を追加し、歳入歳出予算の総額を202億33万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に9,970万2,000円を追加し、総額を17億7,789万7,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に1,800万円を追加し、総額を9億1,568万7,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に1,340万9,000円を追加し、総額を1,554万3,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に8,372万2,000円を追加し、総額を3億82万6,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に73万7,000円を追加し、総額を1億7,781万7,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債を1,200万円減額し、総額を60億4,520円とするものです。

これにより、歳入合計199億9,676万7,000円に2億357万円を追加し、総額を202億33万7,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1億8,196万9,000円を追加、2項徴税費に46万5,000円を追加し、総額を67億4,133万7,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に195万6,000円を追加、2項児童福祉費に100万円を追加し、総額を29億8,571万6,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に1,358万5,000円を追加し、総額を13億3,510万円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に232万3,000円を追加し、総額を9億4,520万8,000円とするものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋梁費に227万2,000円を追加し、総額を21億3,165万2,000円とするものです。

これにより、歳出合計199億9,676万7,000円に2億357万円を追加し、総額を歳入歳出同額の202億33万7,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正について説明いたします。

地方債の追加につきましては、遠軽高等学校通学者等助成事業、限度額2,280万円及び自治会活動事業、限度額1,010万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりです。

地方債の変更につきましては、地域医療対策事業の限度額を1億1,940万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員研修事業270万円につきましては、自治実務研修生として、職員1名を1年間、総務省に派遣する研修旅費を計上するものです。

5目財産管理費、テレビ視聴環境整備事業286万円につきましては、社名淵地区のテレビ受信レベルが低下していることから、無線共聴施設設備の修繕料を計上するものです。

6目企画費、企画一般経費9,300万円につきましては、国の地方創生テレワーク交付金を受け、新型コロナウイルス感染症へ対応する新しい生活様式を踏まえ、都市地域からの移住や企業進出を促進するため、サテライトオフィス等の設置を支援する経費を計上するものです。地方創生テレワーク推進事業委託料は、町内に設置するサテライトオフィス等のプロモーションに係る経費として、パンフレット作成や広告等に係る1,200万円を計上。地方創生テレワーク推進事業補助金は、町内に設置を計画する二つのシェアオフィスに係る施設の整備、改修費用や、通信環境の整備、機器、ソフトウェアの購入に対する支援として8,100万円を計上するものです。

10目自治振興費につきましては、財源の振替です。

14目諸費、税外収入還付1,000万円につきましては、障がい者介護給付費等負担金ほか国庫負担金等の令和2年度分精算による返還金を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業につきまして、指定寄附金5件、67万4,000円、ふるさと納税寄附金1,067件、486万8,000円により、まちづくり振興基金積立金554万2,000円を追加するものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業6,786万7,000円につきましては、感染症対策に係る経費を計上するもので、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抱えながらも、医療及び福祉サービス事業等に従事される従事者への慰労金支給事業として、町内で使える商品券、1人1万2,000円分を、従事者約1,790人へ支給するために必要な慰労金支給事業委託料40万5,000円及び慰労金2,148万円を計上。感染症の影響により停滞している町内消費を喚起するため、町内で使えるプレミアム付商品券について、販売価格1冊1万円が1万2,000円分、プレミアム20%の商品券1万8,000冊を発行するもので、プレミアム分の事業費3,600万円及び商品券印刷や事務処理費に必要な経費898万2,000円を合わせ、プレミアム付商品券発行事業補助金4,498万2,000円を計上。また、各地域での消費喚起のため、商工関係団体が独自に実施する事業に対し支援するため、地域消費喚起支援事業補助金100万円を計上するものです。

2項徴税费2目賦課徴収費、賦課徴収一般経費46万5,000円につきましては、データベースソフトのサポート期間終了に伴う確定申告受付システム改修業務委託料を計上するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業につきましては、国民健康保険特別会計繰出金201万円の追加。介護保険事業につきましては、介護保険特別会計繰出金5万4,000円の減額です。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業100万円につきましては、国の保育対策総合支援事業費補助金により、幼保連携型認定こども園2施設への新型コロナウイルス感染症防止に係る経費に対する各50万円の補助金を計上するものです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては、財源の振替です。

3目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,283万5,000円につきましては、既定の予算が9月分までの経費であるため、10月以降のワクチン接種体制の確保に必要な経費を追加するものです。会計年度任用職員の任用に係る経費として、報酬357万円、給料297万9,000円、職員手当等174万3,000円。共済費70万5,000円を追加。予防接種健康被害調査委員会委員報償費2万8,000円、ワクチン接種への協力者に対する謝礼金5万5,000円、会計年度任用職員及び委員への費用弁償13万6,000円。需用費に消耗品費、燃料費及び印刷製本費を合わせ41万6,000円。役務費に通信運搬費及び手数料を合わせ47万8,000円を追加。委託料につきましては、ワクチン接種記録のマイナンバー情報連携に係る健康管理システム改修業務委託料63万8,000円、ワクチン配送業務委託料12万1,000円、超低温冷蔵庫管理業務委託料5万5,000円、感染症産業廃棄物処理業務委託料1万3,000円、コールセンター業務委託料154万円を追加、自動車借上料に35万8,000円を追加するものです。

4目環境衛生費、環境衛生一般経費75万円につきましては、飲料水確保事業補助要綱に基づき、飲料水に不足を生じている住民のボーリング事業に対する補助金を計上するものです。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商店街助成事業232万3,000円につきましては、店舗近代化助成金に係る新規申請件数が見込みより増え、予算の不足が生じることから、商工業振興補助金を追加するものです。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁維持費、除排雪事業227万2,000円につきましては、生田原地域の雪捨て場で使用するブルドーザーの故障を修理するために必要な経費を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,536万7,000円及び地方創生テレワーク交付金5,100万円を計上。

2目民生費国庫補助金50万円につきましては、幼保連携型認定こども園の感染症対策に係る保育対策総合支援事業費補助金を計上。

3目衛生費国庫補助金1,283万5,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加です。

16款道支出金2項道補助金1目総務費道補助金1,800万円につきましては、町が実施する商品券発行事業に対する北海道のプレミアム付商品券発行支援事業費補助金の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金367万3,000円につきましては、まちづくり振興資金として3件、12万3,000円、社会福祉振興資金として2件、55万

円、芸術文化交流プラザ備品購入資金として1件、300万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金973万6,000円につきましては、1,067件のふるさと納税寄附金をいただいたものです。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金8,372万2,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

21款諸収入5項雑入5目過年度収入73万7,000円につきましては、障がい者介護給付費等負担金ほか国及び道負担金等の2年度事業に係る精算、受入れによるものです。

22款町債1項町債1目総務債につきましては、遠軽高等学校通学者等助成事業債2,280万円及び自治会活動事業債1,010万円の追加。

2目衛生債につきましては、地域医療対策事業債4,490万円の減額です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたします。

令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,264万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明をいたします。

6款繰入金につきましては、1項他会計繰入金に201万円を追加し、総額を3億607万7,000円とするものです。

7款繰越金につきましては、1項繰越金に298万1,000円を追加し、総額を298万2,000円とするものです。

これよりまして、歳入合計21億8,765万6,000円に499万1,000円を追加し、総額を21億9,264万7,000円とするものです。

次に、歳出について御説明をいたします。

次のページをお開き願います。

7款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に499万1,000円を追加し、総額を708万7,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計21億8,765万6,000円に499万1,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億9,264万7,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明をいた

します。

8ページをお開き願います。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目その他償還金22節償還金利子及び割引料、その他償還金499万1,000円の追加は、いずれも額の確定による返還金で、内訳は、令和3年2月診療分に係る額確定が概算額を下回ったことによる返還額298万1,954円、災害等臨時特例補助金の国庫補助の額確定による返還金を合わせまして107万8,000円、調整交付金の道支出金の額確定による返還金93万2,000円です。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2節その他一般会計繰入金201万円の追加は、歳出で説明の補助金返還による財源を一般会計から繰入れするものです。

7款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金298万1,000円の追加は、2月診療分に係る超過交付分についての繰越しをするものです。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 議案第19号令和3年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和3年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ788万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億8,913万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に5万4,000円を追加し、総額を5億5,479万円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金を5万4,000円減額し、総額を3億5,940万円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に788万2,000円を追加し、総額を788万3,000円とするものです。

これにより、歳入合計21億8,125万1,000円に788万2,000円を追加し、総額を21億8,913万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

6款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に788万2,000円を追

加し、総額を849万2,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億8,125万1,000円に788万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億8,913万3,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、財源の振替です。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金788万2,000円の追加につきましては、令和2年度介護給付費の確定に伴う介護給付費負担金等返還金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金5万4,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う減免措置に対する特別調整交付金の追加であります。

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金5万4,000円の減額につきましては、特別調整交付金の追加に伴う事務費一般会計繰入金の減額であります。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金788万2,000円の追加につきましては、令和2年度介護サービス等給付費の実績精査による前年度繰越金の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第17号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、9ページから12ページ。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 10ページ。これ、委託料なのですかね。新型コロナウイルス感染症対応事業者慰労金支給事業委託料40万5,000円ということなのですけども、先ほどちょっと聞き間違えだったらごめんなさい。これは商品券を支給するという事だったと思うのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） お答えをさせていただきます。

今、補正の中でありました、プレミアム付商品券、これを一般の方に発行をするのですけれども、その商品券を医療及び福祉従事者に対して配付をするという形であります。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） これ、コロナが始まってから1年半以上たっているのですけれども、今年予算で商品券を慰労金という形で配付するということだから、去年からずっと医療従事者というのは働いているので、そういう人たちにも配付するという意味ですか。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 町内の医療従事者及び福祉サービス事業所の従事者等に対して商品券を配付するという事業でございます。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） ということでは、ちょっと心配するのですけれども、去年の予算の中でこういうやつはなかったと思うのです。去年、そういう医療従事をしていて、同じ内容の作業というか、そういうことをやっていただいた方が、今年、仮にですよ、去年やっていた人が今年はやっていませんよといったときに、公平さの問題なのだけれども、今年の人だけあげて、去年の人にやらないという話にはならないと思うので、その辺の洗い出しというのはやっているのですか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） お答えいたします。

昨年度の事業としましては、医療機関に対する支援金ということで、コロナ感染症に対する医療従事者支援金ということで支給をしております。また、福祉サービス事業、介護及び障がい者の事業所に対しましては、コロナ感染拡大に伴う事業所の赤字補填分として、事業所に対して支援金という形で助成をしております。

以上です。

○5番（一宮龍彦君） まだいいのかな、3回やったけれども。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 支援金というか、町のお金を使った部分の中での中身というのは、去年は去年の中身であって、今年はまた違う、これ、新しい事業ですよ。そういう形を言っているのですよ。お金というか、働いていただいた方には、謝礼だとか、いろいろな意味で町のお金を使いましたよという、その説明は全く理解できます。だがしかし、今年の補正予算ですから、中身の事業そのものは、去年なかった、今年新しくできた。ではそこに不公平さは生まれませんかという、その辺の話です。遑てもいいと思うのですけれども、こういう事業というのは、今年、こういう新しい事業を起こしたよ、補正予算で上げたよ、ではこれと同じような形を去年の人たちにも対象とするという、そういう形はとれないのですかね。できればそうやってあげたほうが当事者たちは喜ぶと思うのだけれども。

○議長（前田篤秀君） 舟木副町長。

○副町長（舟木淳司君） 先ほど保健福祉課長が申し上げたとおり、昨年度としては昨年度の事業として、事業所等に配付をしております。今年度の事業として、今年度、そのコロナ対策等に携わった事業者に対して、それぞれ今回、プレミアム付商品券が発行されま

すので、その分について発行するというところで、事業としては、毎年毎年、その場、そのときそのときにおいて行う事業でありますので、今年度の事業で行うものでありますので、今年度の対象者に対して発行するという考え方です。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 同じくプレミアム付商品券の件なのですが、一般の発行する発行方法は従前と同じなのか、ちょっと説明の中で聞きそびれたので、お伺いします。

○議長（前田篤秀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） お答えいたします。

前は1世帯に対して5セットでありました。今回は、1人に対して1セット、1冊というカウントで予算を計上しております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 1人に1冊というのは、金額的にどういうふうになっているのですか。1冊というか、1セットということですか。

○議長（前田篤秀君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） お答えいたします。

今回は、20%のプレミアム率ですので、1万円に対して1万2,000円というふうになります。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） これで終わってしまうのですけれども、要は1人1万2,000円の権利ですよということですか。そういうことですね。

○議長（前田篤秀君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） そのとおりでございます。

○9番（阿部君枝君） もう1回、ちょっといいですか、議長。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） すみません、これで終わります。

そうしますと、5人家族だったら5セット手にできますよと。1人住まいですと1セットですよ、1万2,000円しかありませんよということで理解していいですか。

それと、これはナンバーとか、そういうもので管理しているのでしょうか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） お答えいたします。

最初の御質問は、お見込みのとおりでございます。

ナンバーについては、ナンバーで管理いたします。

○9番（阿部君枝君） 分かりました。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、3款民生費、13ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、4款衛生費、17ページから18ページ。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 18ページです。その報酬の部分なのかな。新型コロナウイルスワクチン接種事業で、会計年度任用職員報酬、これについてと、あと、その五、六行下に、接種謝礼金とありますね。あと一つ、そのずっと下のほうで、コールセンター委託料154万円とありますが、それぞれ、まず上の会計年度任用職員報酬というのは、これは1名に対しての金額、報酬ですかね。それとも何名かというか、複数に対しての支給なのか。これ、業務内容はどんなことをやるのですか。会場に行っているいろいろなお世話することなのか、資格者というか、看護師さんもこの中に入っているのか、その辺がちょっとわからないので教えてほしいです。

あと、この謝礼金の5万5,000円という、中身をちょっと教えてください。

あと、一番下は、コールセンターの関係は、これは遠軽町にあるコールセンター、遠軽町にあるのですか。もしくは都会のほうのコールセンターに委託するということなのでしょう。それを教えてください。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 順番にお答えいたします。

会計年度任用職員報酬につきましては、げんき21等で行っている集団接種に従事する看護師、保健師、一般事務員、延べにしまして12名の方の報酬ということで見ております。

続きまして、ワクチン接種謝礼金につきましては、会計年度任用職員報酬で従事いたします札幌市の看護師というのが1名おりまして、その方の交通費分を謝礼金という形でお支払いしております。

最後に、コールセンター業務委託料につきましては、げんき21のコールセンターが4回線ございまして、5回線目を北見のコールセンターに委託して、回線等の充実を図っているものでございます。

以上です。

○5番（一宮龍彦君） 分かりました。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、7款商工費、19ページから20ページ。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 20ページ、この関係、常任委員会で一応確認させていただいた

のですけれども、この事業というのは、申し込みが増えてくれば、そのときに、要件さえかなえばですけれども、それは際限なく予算化する、補正していくという、そういう感じでやっているのか、上限を設けているのか、そこら辺、どうなのですか。その上限については、この間、確認していないので、何ぼまでですよ、予算は、その枠の中で今年度は認めますよだとか、そういうことでやっているのか、そこら辺、ちょっと確認させてください。

○議長（前田篤秀君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） お答えいたします。

お見込みのとおり、上限は設けてはおりません。あくまでもその予算の範疇で判断をしております。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） ちょっと心配しているのは、際限なくというのはあり得ないだろうなと思っていて、その予算の枠内というのは、予算の枠ということは、予算があるでしょうということになるのですよね。その中で運用していますよという話だったらOKなのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

午前11時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） お答えいたします。

すみません、ちょっと説明不足というか、先ほど予算の範囲だと申し上げましたが、まず当初予算があります。そして、今回のように追加で出てきましたというのは補正のほうでその都度判断いたしまして対応させていただいているということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） ということは、さっきも言いましたけれども、要件にかなえば、今年度中の予算ですから、単年度予算の中で、要件さえかなえば補正していくよという、そういうことでよろしいですか。そのほうが利用者は利用しやすい。

○議長（前田篤秀君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） お答えいたします。

要件に合致すれば、その都度、補正で対応をさせていただいているということで御理解いただければと思います。

○5番（一宮龍彦君） 分かりました。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 0 時 00 分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） ただいまの一宮議員の御質問にお答えをいたします。

予算の関係であります。この商工業振興補助金につきましては、当初予算を策定する際に、見込みの件数を立てまして、その件数にて当初予算を組んでおります。基本的には、その当初予算の金額が基本的には上限となります。その上で、年度の途中で新たな申請等が出てきた場合は、その都度、状況に応じてになります。様々な条件を判断をして、最終的には町の予算の状況も含めて判断をして、補正として上げさせていただいているものでございます。御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、8 款土木費、21 ページから 22 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、2、歳入に入ります。

15 款国庫支出金、7 ページから 8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、16 款道支出金、7 ページから 8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、18 款寄附金、7 ページから 8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、20 款繰越金、7 ページから 8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、21 款諸収入、7 ページから 8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、22 款町債、7 ページから 8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、第 2 表地方債補正、3 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 17 号の質疑を終わります。

1 時 5 分まで、暫時休憩します。

午後 0 時 02 分 休憩

午後 1時03分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第18号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

7款諸支出金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、2、歳入に入ります。

6款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、7款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、6款諸支出金、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、8款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、9款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第19号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第17号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和3年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 認定第1号から日程第33 認定第7号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第27 認定第1号令和2年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第28 認定第2号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29 認定第3号令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30 認定第4号令和2年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第31 認定第5号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第32 認定第6号令和2年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第33 認定第7号令和2年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、以上7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

伯谷会計管理者。

○会計管理者(伯谷和昭君) 地方自治法第233条第3項の規定による令和2年度遠軽町各会計の決算認定につきまして、認定第1号令和2年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5会計の決算概要について説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番4、5及び7から9までの5冊でございます。赤番4は一般会計及び特別会計におけます歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令の規定に基づきます歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。赤番5は歳入歳出決算概要説明書。赤番7は地方自治法の規定に基づきます歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書となっております。

次に、地方自治法の規定に基づく監査委員の意見書として、赤番8は歳入歳出決算審査意見書、赤番9は基金運用状況審査意見書であります。

それでは、認定第1号令和2年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

赤番4、歳入歳出決算書を御覧願います。

決算書の1から4ページは、歳入に係る款及び項における決算額になります。

4ページをお開き願います。

4ページ左列、収入済額の歳入合計、188億7,729万9,187円。

右列、不納欠損額合計、281万213円。

収入未済額合計、2億3,673万8,362円。

なお、一般会計及び各特別会計におけます収入未済額及び不納欠損額の内訳は、赤番5、歳入歳出決算概要説明書の19から27ページ、4、町税等収入未済額比較表及び5、収入未済額調書、6、不納欠損額調書に記載してございます。後ほど御覧願います。

決算書に戻り、5ページから8ページは、歳出に係る款及び項における決算額になります。

8ページをお開き願います。

8ページ、左列、支出済額の歳出合計は180億4,803万1,592円。

翌年度繰越額合計、9億8,132万4,000円。

不用額合計、9億7,282万9,408円。

7ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額8億2,926万7,595円、このうち4億900万円は、地方自治法の規定により財政調整基金に繰り入れたものであります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略させていただきますが、9ページから210ページまで、歳入歳出それぞれ各節まで記載をしておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

続きまして、実質収支に関する調書について、211ページをお開き願います。

211ページ表中、実質収支額は8億1,670万3,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は4億900万円であります。

続きまして、認定第2号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の212ページをお開き願います。

212、213ページは歳入に係る決算額で、213ページ、収入済額の歳入合計は20億4,704万1,335円。

不納欠損額合計、151万2,535円。

収入未済額合計、7,131万2,641円。

214ページをお開き願います。

214、215ページは歳出に係る決算額となり、215ページ、支出済額の歳出合計

は20億1,625万4,563円。

翌年度繰越額合計、ゼロ円。

不用額合計、1億6,350万8,437円。

214ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、3,078万6,772円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、216から239ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、240ページをお開き願います。

240ページ表中、実質収支額は3,078万6,000円であります。

次に、認定第3号令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

241ページをお開き願います。

241、242ページは歳入に係る決算額で、242ページ、収入済額、歳入合計3億4,893万8,523円。

不納欠損額合計、2万3,300円。

収入未済額合計、206万6,300円。

243ページをお開き願います。

243、244ページは歳出に係る決算額で、244ページ、支出済額、歳出合計3億4,712万8,881円。

翌年度繰越額合計、ゼロ円。

不用額合計、626万7,119円。

243ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、180万9,642円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、245から256ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、257ページをお開き願います。

257ページ表中、実質収支額は180万9,000円であります。

次に、認定第4号令和2年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の258ページをお開き願います。

258、259ページは歳入に係る決算額で、259ページ、収入済額、歳入合計19億6,688万7,598円。

不納欠損額合計、20万3,800円。

収入未済額合計、388万9,200円。

260ページをお開き願います。

260、261ページは歳出に係る決算額です。261ページ、支出済額、歳出合計19億2,544万4,312円。

翌年度繰越額合計、ゼロ円。

不用額合計、2億7,808万7,688円。

260ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、4,144万3,286円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、262から285ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、286ページをお開き願います。

286ページ表中、実質収支額は4,144万3,000円であります。

次に、認定第5号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の287ページをお開き願います。

287、288ページは歳入に係る決算額で、288ページ、収入済額の歳入合計3,595万7,205円。

不納欠損額及び収入未済額の合計は、ともにゼロ円。

次に、289ページをお開き願います。

289ページ、290ページは歳出に係る決算額です。290ページ、支出済額の歳出合計3,591万3,395円。

翌年度繰越額の合計、ゼロ円。

不用額の合計、205万9,605円。

289ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は4万3,810円。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、291から298ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、299ページをお開き願います。

299ページ表中、実質収支額は4万3,000円であります。

次に、300から308ページは、令和2年度財産に関する調書で、公有財産、物品、債権及び基金について記載しています。詳細については省略させていただきますが、1か所、変更点を御説明いたします。

308ページ、基金の最上段、財政調整基金について、一般会計への繰替え運用額を括弧書きで記載しました。下の合計欄の現金と計の欄にも同様に記載しております。

次に、別冊赤番5、令和2年度遠軽町一般会計、特別会計歳入歳出決算概要説明書を御覧願います。

1ページをお開き願います。

1ページは、会計別決算額総括表です。

2ページから10ページは、各会計別の歳入・歳出款別決算額比較表で、各款における決算額について、前年度と比較したものです。

11から18ページは、各款の中で節の占める金額及び比率で、会計ごとに歳出の款ごとの節別内訳です。

次に、19ページは、町税等収入未済額比較表で、税目ごとに現年度及び滞納繰越に係

る未収額について、前年度と比較したものです。

20から24ページは収入未済額調書で、町税以外の収入未済額の内訳です。

25から27ページは不納欠損額調書で、令和元年度における不納欠損額の年度別内訳です。

28から29ページは給与費決算調書で、各項における給与費の内訳です。

30、31ページは公債費に関する調書で、各会計の起債の状況について目的別及び借入先別に分類したものです。

32、33ページは基金に関する調書で、財政調整基金から介護給付準備基金までの11基金の内訳です。

33ページ、決算年度末現在高（J）の金額は、79億497万9,152円、また、本年5月末現在高（Q）は、94億8,754万1,119円となっております。

次に、令和2年度定額運用基金運用状況につきまして、34ページは土地開発基金運用状況、35ページは奨学資金貸付基金運用状況、36ページは旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金運用状況の内訳になっています。

次に、目的税の用途につきまして、37ページは入湯税及び都市計画税、38から39ページは、引上げ分に係る地方消費税の内訳になっています。お目通しをお願いいたします。

その他、お手元の資料、赤番7、各会計の事務事業における主要な施策の成果説明書、赤番8、各会計の決算審査における監査委員の意見書、赤番9、基金運用状況審査における監査委員の意見書につきましては、詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で、令和2年度遠軽町一般会計及び各特別会計の決算認定について、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 地方公営企業法第30条第4項の規定による令和2年度遠軽町企業会計の決算認定につきまして、認定第6号令和2年度遠軽町水道事業会計決算認定について及び認定第7号令和2年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを御説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番6、令和2年度遠軽町企業会計決算書と、赤番11、地方公営企業法に基づく監査委員の意見書としての令和2年度遠軽町企業会計決算審査意見書であります。

初めに、認定第6号令和2年度遠軽町水道事業会計決算認定について御説明いたします。

赤番6の令和2年度遠軽町企業会計決算書を御覧願います。

1ページから4ページまでは、令和2年度遠軽町水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

1 ページから 2 ページまでの上段は収益的収入及び支出の収入で、第 1 款水道事業収益は、第 1 項営業収益と第 2 項営業外収益を合わせて、決算額 5 億 5,074 万 7,853 円です。下段は支出で、第 1 款水道事業費用は、第 1 項営業費用から第 3 項予備費まで合わせて、決算額 5 億 3,825 万 9,429 円です。

3 ページから 4 ページまでの上段は、資本的収入及び支出の収入で、第 1 款資本的収入は、第 1 項企業債から第 5 項分担金まで合わせ、決算額 9,055 万 8,115 円です。下段は支出で、第 1 款資本的支出は、第 1 項建設改良費と第 2 項企業債償還金を合わせ、決算額 2 億 8,979 万 1,666 円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 9,923 万 3,551 円は、過年度分損益勘定留保資金 1 億 5,711 万 5,858 円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,416 万 2,397 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 795 万 5,296 円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、5 ページの損益計算書で、当年度純利益は 64 万 2,633 円となっております。

6 ページから 7 ページまでは、剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。

8 ページから 12 ページまでは、令和 3 年 3 月 31 日現在の貸借対照表です。

13 ページからは決算附属書類として、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しております。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

続きまして、認定第 7 号令和 2 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について御説明いたします。

38 ページをお開き願います。

38 ページから 41 ページまでは、令和 2 年度遠軽町下水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

38 ページから 39 ページまでの上段は、収益的収入及び支出の収入で、第 1 款下水道事業収益は、第 1 項営業収益と第 2 項営業外収益を合わせて、決算額 10 億 1,477 万 3,701 円です。下段は支出で、第 1 款下水道事業費用は、第 1 項営業費用から第 3 項予備費までを合わせて、決算額 9 億 2,451 万 9,634 円です。

40 ページから 41 ページまでの上段は、資本的収入及び支出の収入で、第 1 款資本的収入は、第 1 項企業債から第 5 項分担金及び負担金までを合わせて、決算額 4 億 5,070 万 4,560 円です。下段は支出で、第 1 款資本的支出は、第 1 項建設改良費と第 2 項企業債償還金を合わせ、決算額 8 億 363 万 1,569 円です。

なお、建設改良費 7,200 万円を地方公営企業法第 26 条の規定により、翌年度に繰り越しております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3 億 5,292 万 7,009 円は、過年度分損益勘定留保資金 1,971 万 8,791 円、当年度分損益勘定留保資金 2 億 4,498 万 2,

336円、減債積立金8,000万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額524万9,374円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額297万6,508円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、42ページの損益計算書で、当年度純利益が8,111万2,677円となっております。

43ページから44ページまでは、剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。

45ページから49ページまでは、令和3年3月31日現在の貸借対照表です。

50ページからは、決算附属書類として、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しております。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

そのほか、お手元の資料、赤番11の遠軽町企業会計決算審査意見書につきましては、詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で、令和2年度遠軽町水道事業会計及び遠軽町下水道事業会計の決算認定についての説明を終わります。

◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

一括上程しました令和2年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時29分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長に11番佐藤議員、副委員長に秋元議員が選出されましたので報告いたします。

◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 2時18分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 秋 元 直 樹

署 名 議 員 山 本 悟